

一般社団法人明専会 本部規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人明専会(以下「当法人」という。)の本部に関する事項に関して定める。
なお、法令または定款に定めるもののほかは、この規程に定めるところによる。

(本部の定義、構成)

第2条 定款第2条により、主たる事務所のおかれているところを本部とする。
2 本部は、常務理事、本部幹事、職員を持って構成し、当法人の事務をおこなう。

(本部幹事)

第3条 本部幹事の役割については、組織規程並びに本部幹事に関する規則に定めるところによる。

(本部規則等)

第4条 本部活動に関する事項は、稟議規則、支部に関する規則、庶務規則、印章取扱基準、会計処理基準、旅費基準、資産管理運用規則等に定めるところによる。

(職員)

第5条 本部職員に関する事項は、職員採用規程、就業規則等に定めるところによる。

附則

- 1 この規程は、当法人の設立登記の日から施行する。
- 2 この規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。
- 4 訂正 平成 26 年 12 月 6 日